

新島村

定額減税補足給付金（不足額給付）のご案内

令和6年分の所得税額や定額減税の実績額が確定したのちに、実際の定額減税しきれない額と、令和6年度に実施した「定額減税補足給付金」との間で差額（不足）が生じた方等に、不足額の給付を行います。

支給の対象となる方

令和7年度個人住民税の課税自治体が新島村であり、次の①または②に該当する方

① 令和6年分所得税や定額減税の実績額が確定した際に、
令和6年度実施の「定額減税補足給付金」に不足額が生じた方

② **次のすべての要件を満たす方**

- ・ 令和6年分所得税及び令和6年度個人住民税所得割ともに定額減税前税額が0円
- ・ 税制度上、「扶養親族」から外れてしまう(青色事業専従者・事業専従者(白色)や、合計所得48万超の方)
- ・ 低所得世帯向け給付(※1)対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない

(※1)低所得世帯向け給付とは、令和5年度非課税世帯への給付(7万円)、令和5年度均等割のみ課税世帯への給付(10万円)、令和6年度新たに非課税もしくは均等割のみ課税となった世帯への給付(10万円)を指します。

支給額

■ 支給の対象①に該当する方

定額減税しきれない額(※2)－令和6年度実施の「定額減税補足給付金」

(※2)定額減税しきれない額とは、以下の(ア)と(イ)の合算額を1万円単位で切り上げた額

(ア)令和6年分所得税の定額減税しきれない額(0円以下の場合)は0)

= 所得税分定額減税可能額(3万円×(本人+扶養親族等))－令和6年分所得税定額減税済額

(イ)令和6年度住民税の定額減税しきれない額(0円以下の場合)は0)

= 住民税分定額減税可能額(1万円×(本人+扶養親族等))－令和6年度個人住民税所得割定額減税済額

■ 支給の対象②に該当する方

一人当たり原則4万円（定額）を支給

(令和6年1月1日時点で国外居住者であった方は3万円)

支給時期・申請期限

■ 支給時期 令和7年10月中旬から順次支給

申請から支給までに4週間程度かかります。

■ 申請期限 **令和7年 10月 31日（金）※消印有効**

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください

支給手続き

① 支給確認書が届いた方

- 対象となる方には、新島村から、給付内容や確認事項が書かれた「確認書」が届きます。（発送は令和7年10月1日を予定しております。）
中身をご確認の上、必要事項を記入し添付書類を添えて、民生課または各支所窓口にて、確認書を提出して下さい。

【確認事項】

- ① 支給要件の確認欄のチェック欄（□）に全てチェックが入っているか
- ② 給付金の支給口座情報に誤りはないか、添付書類は揃っているか

※ 支給口座欄には令和6年度実施の定額減税補足給付金の支給口座を記載しています。
口座欄が空欄の場合は振込口座を指定して下さい。

② 何も届いてない方

- **申請が必要です。**
必要書類をご準備の上、民生課又は各支所にてお手続きをしてください。
※ ご自身で対象かどうかの判断ができない場合はお問い合わせ先までご連絡ください。

Q. 令和7年1月2日以降に新島村へ転入しました。不足額給付はどの市区町村から支給されますか。

A. 給付金は原則令和7年1月1日時点で住民登録のある市区町村から支給されます。よって、令和7年1月1日時点で転入前の市区町村に住民登録がある場合は、そちらから支給となります。

Q. 源泉徴収票に記載されている「控除外額」の金額が支給されますか。

A. 源泉徴収票の「控除外額」は、不足額給付の額を算出する際に用います。ただし、「控除外額」に記載された金額と不足額給付の額は必ずしも一致するものではありません。

<控除外額=不足額給付とならない例>

- ・ 令和6年に実施した「定額減税補足給付金」の対象となっていた場合
- ・ 源泉徴収票の記載以外にも収入がある場合



定額減税補足給付金（不足額給付）を騙った

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(# 9110)にご連絡ください。

お問い合わせ先

新島村民生課 福祉介護係「新島村定額減税補足給付金」窓口



04992-5-0243（内線122） 受付時間 平日9:00～17:00